

静岡県教育委員会

会議録

平成 23 年度 第 22 回定例

2 月 23 日（木）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 2 月 23 日に教育委員会第 22 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 24 年 2 月 23 日（木） 開会 8 時 30 分
閉会 10 時 00 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 委 員 長 金 子 容 子
委員長職務代理者 高 橋 尚 子
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 齊 藤 行 雄
委 員（教育長） 安 倍 徹

事務局（説明員） 寺 田 好 弥 教育次長
杉 本 寿 久 事務局参事兼教育総務課長
田 中 潤 事務局参事兼学校教育課長
水 元 敏 夫 事務局参事兼学校人事課長
吉 澤 勝 治 教育政策課長
奈良間 一 博 情報化推進室長
石 川 理 恵 子 人権教育推進室長
原 田 揚 一 財務課長
西 川 誠 福利課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育推進室長
塩 崎 克 幸 高校再編整備室長
活 洲 み な 子 社会教育課長
柳 田 恭 一 文化財保護課長
松 井 和 子 スポーツ振興課長
渡 邊 勉 静岡教育事務所長
内 田 育 子 静岡西教育事務所長
谷 野 純 夫 中央図書館長
三 倉 孝 夫 総合教育センター次長
宇佐美 壽 英 学校教育課参事
橋 本 勝 学校人事課人事監

4 その他

(1) 第 44 号議案～第 47 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～4、及び 3 月の主要行事予定は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、高橋委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
報告事項4は調整中の案件であるため、非公開としたいと思うが、
異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、報告事項4を非公開とする。

第44号議案 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

委 員 長： 議案書1頁「第44号議案 学校教育法施行細則の一部を改正する規則」について、水元学校人事課長より説明願う。
学校人事課長： <議案についての説明>
委 員 長： 質疑等はあるか。
全 委 員： (特になし)
委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
全 委 員： (異議なし)
委 員 長： 第44号議案を原案どおり可決する。

第45号議案 静岡県立特別支援学校分校の校名

委 員 長： 議案書5頁「第45号議案 静岡県立特別支援学校分校の校名」について、渡邊特別支援教育推進室長より説明願う。
特別支援教育推進室長： <議案についての説明>
委 員 長： 質疑等はあるか。
全 委 員： (特になし)
委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
全 委 員： (異議なし)
委 員 長： 第45号議案を原案どおり可決する。

第46号議案 静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

第47号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

委 員 長： 議案書7頁「第46号議案 静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則」と議案書11頁「第47号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正」について、一括して杉本教育総務課長より説明願う。
教育総務課長： <議案についての説明>
委 員 長： 質疑等はあるか
溝 口 委 員： SDOとは何か。総合文書管理システムから文書管理データベースから何が変わったのか。

情報化推進室長： SDOは「静岡デジタルオフィス」の略語である。これは静岡県庁の県職員、教育委員会、出先機関等、いわゆる一般行政職向けに業務用のネットワークが構築されている。その略がSDOである。その中で、文書公開等、色々な情報があるので総合的に文書を管理しているシステムが従来の総合文書管理システムである。これは使い勝手が悪かったため、それをグループウェア、SDOではIBMのNotesを使っているが、こちらを利用してより簡単にわかりやすくすることで文書管理データベースという新しいものにシステムを変える。

加藤委員： システムのことなので特に問題は無いが、文書管理については国全体の問題になっている。例えば、福島原発に関わる重大な会議での議題や討論内容は全く残っていなかった。逆にアメリカで行われたものを見ながら日本の状況を理解しなければならないという非常に馬鹿な状況が起きている。文書管理全般では、そのようなことが福島原発事故については起きた。同じようなことが静岡県の文書管理においても起きていないか。大事なものが議事録から欠落してしまうことは無いのか。根本的な文書のまとめ方について問題ないかどうか、県は川勝知事が管轄しているのでこちらがとやかく言うことではないが、教育委員会の中で文書の保管や記録がきちんとされているかどうかを再点検する必要がある。

教育総務課長： 紙ベースで残すものもあるし、デジタルデータで残すものもある。情報化推進室と調整しながら徹底を図りたい。基本的には県のものに合わせているという形であるが、今指摘されたように教育委員会独自のものもあろうかと思うので、今後はそういう視点で見直しをしていきたい。

加藤委員： デジタル化の場合は全部文章にする必要は無いかもしれない。マイクで声を拾っていれば、それを全部文書にするには手間がかかる。きちんとした形で保管することができるのなら、その方がより正確なのではないか。文書規程というのは、従来は文書だったが、事実としてきちんと記録して保管するというのが本来の趣旨なので、その時にはたして、文書が必要なかどうか、検討する必要がある。

情報化推進室長： 電子ファイルの中には文書以外に音声ファイルや画像や最近では動画もある。これらも含めて検討していきたい。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員 員： (異議なし)

委員 長： 第46号及び第47号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 第67回国民体育大会冬季大会の結果

委員 長： 報告事項1頁「報告事項1 第67回国民体育大会冬季大会の結果」について、松井スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 本大会は岐阜で行われたのか。

スポーツ振興課長： はい。

溝口委員： 名古屋は共催なのか。

スポーツ振興課長： アイスホッケーとフィギアスケートを名古屋で行ったが、本県は両方とも本大会に出場できなかった。

加藤委員： あまり褒められる成績ではないが仕方がない。

スポーツ振興課長： 本県は温暖な地で練習環境に恵まれているとは言えないが、選手はよく頑張ってくれた。今後も強化していきたい。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 高校生ひらめき・つなげるプロジェクト

委員 長： 報告事項2頁「報告事項2 高校生ひらめき・つなげるプロジェクト」について、田中学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 昨日、委員長と高橋委員と一緒に磐田西高校に行って来た。磐田西高校からお弁当と「ちょこっとアップルパイ」の紹介があった。不祥事後、教職員と生徒が一丸となって取り組んだ成果がこのような形になって出たと思う。むしろ、こういう機会だからこそ、「磐田西高校は頑張っています」と名前を出すべきではないか。そういうことを含めて、教育委員会でもバックアップできないか。不祥事が起きた高校は悲観していて、トラウマ状態になっている。名前を出すということに繊細になっている。すごく傷心している。むしろ、こういうチャンスこそ、名前を出せばよい。他の学校は名前を出して、高校生が頑張っているというアピールの仕方をしている。磐田西は教職員と生徒が一丸となって、このような取り組みをしても、名前が出せないという状況にある。そのことを報告しながら、メディアを活用してバックアップしていくことを提案させいただく。

委員 長： 視察で磐田西高校、磐田北高校、袋井特別支援学校磐田見付分校に行かせてもらった。溝口委員が言ったような現状を目の当たりにした。私たちが想定していた以上に校長先生以下、落胆していた。教職員はしっかり取り組んでおり、子供たちもしっかり活動しているが、学校の空気として消極的で気落ちしていた。磐田市では磐田西の取組を表彰してくれるそうだ。県教育委員会でも磐田西高校はしっかりとやってくれているので不祥事とは別に何らかの支援を行う必要がある。対外的にわかっただけでも必要なのではないかと感じた。

高橋委員： 平成24年度に向けて、知事部局からもテーマをいただいて、県庁全体で取り組んでいくという姿勢が良い。高校生の若い力は大人では計

り知れないアイデアや考えが浮かんでくると思うので、オール県庁でこの取組を広げていくことは良いことだと思うので、ぜひ良い方向に進めてほしい。

教 育 長： アイデア提案部門で磐田西高校が県の産業教育振興会長賞を受賞した。これは、弁当サミットということで高校生が作った地産地消の弁当を持ち寄って競い合おうというアイデアである。今年度は実現できなかったが、来年度はぜひこれを県下各地の高校生に呼びかけてやったらどうかと検討している。

加 藤 委 員： これはキャリア教育の一つである。現在、企業は新入社員が先輩のやっている仕事を真似してやってくださいということでは会社が回らなくなっている。会社の中で、なぜ人を雇うのかと言えば、今までやってきたこととは違うこと、新しいアイデアで新しい物を開発してほしいという気持ちが企業は強い。こういう形でやるということは将来職業に就いた時に自分はどう活躍したらよいか知るきっかけになる。その時に、独創的なアイデアということばかりにこだわってしまうと突飛過ぎてキャリア教育にならないかもしれない。あったら便利だけでも無いなというマーケティング的な要素、今の社会のニーズだとか、お客さんのニーズだとかを調べて、その中で商品化されていない物を見つけて商品化を考えるような掘り下げた勉強ができるかとキャリア教育につながるのではないか。

委 員 長： 来年度に向けて、テーマを経済産業部や文化・観光部からいただいて表彰を県知事賞や各部局長賞など行うようだが、この事業の主体・実施母体はどこか。

学校教育課長： 学校教育課である。

委 員 長： 名前はどのように出てくるのか。

学校教育課長： 名称は「高校生ひらめき・つなげるプロジェクト」である。

委 員 長： 主催はどこか。

教 育 長： 県教育委員会学校教育課でやる。

溝 口 委 員： 学校教育課の予算で行うのか。

教 育 長： 特に予算化していない。部局長調整費の中でやっていく。各部局の協力を得なければならないので、例えば経済産業部長賞などは経済産業部に選考を協力してもらわなければならない。

委 員 長： 主催は県教育委員会学校教育課で表彰は静岡県知事となるのか。

教 育 長： 教育委員会の主催でも県知事賞はある。

委 員 長： 県教育委員会の表彰は全く無いのか。それはおかしいと思う。

教 育 長： 部局長賞の中に教育長賞も含まれている。

委 員 長： それでないとおつじつまが合わない。それは重要な点である。

学校教育課長： 最初は部局長賞と教育長賞も併記していたが、教育長も部局長に含まれるのではないかと考え、部局長賞と表記した。

加 藤 委 員： 賞としては県知事賞があるなら、その次には教育委員会委員長賞というものがあるべきではないか。そんなに部局に気兼ねするのなら知事

部局でやってもらえばよい。

教 育 長： 気兼ねしている訳では無いが、少し整理したい。

加 藤 委 員： 教育委員会が主催するということならば、県のトップは県知事だから県知事賞が一番上にくるかもしれないが、次には教育委員長賞がくるのではないか。

教 育 長： 教育委員会表彰は教育委員長名で行っているが、通常は、このような場合は事務局の教育長賞という形になっている。私はそれをかねがね整理しなければいけないと思っている。

委 員 長： 申し上げたかったことは、企画的にはオール県庁で非常に良いことであるが、アイデアを知事部局からもらって、事務的なものは県教委で、表彰は知事部局でというのは整理をしなければならないし、考え方をしっかりしなければならない。

教 育 長： そういう意味では可能性として、静岡県・静岡県教育委員会主催という形になるかもしれない。そこを調整したい。

溝 口 委 員： 誤解が生じやすいプロジェクトに関しては、きちんとコンセンサスを得てから始めて欲しい。

加 藤 委 員： 「教育委員会」と書くと、我々、教育委員が教育委員会事務局を全て動かしているように知事は思っているようだが、そうではない。我々は諮問されたことしか判断できない。知らないことまで責任を取れと言われてもどうにもならない。

教 育 長： 「教育委員会」という言葉は、私を入れて6人の「教育委員会」を指す場合と「教育委員会事務局」を指す場合がある。使い方が色々あるのでかなり誤解を生じる場面がある。

加 藤 委 員： 諮問されたことに関しては、責任逃れはしないし、我々はこういう意見を言いました、こういうことを了承しましたと言うけれども、諮問されていないことについて、後からとやかく言われても我々にはどうにもならない。

教 育 長： そこは、事前に教育委員に諮って意見をいただくものと、事務局でやるものともう一度整理しながら知事にも丁寧に情報提供していきたい。

委 員 長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 運輸安全委員会「船舶事故調査報告書」勧告への対応

委 員 長： 報告事項3頁「報告事項3 運輸安全委員会「船舶事故調査報告書」勧告への対応」について、活洲社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： 事故が起きた時にも申し上げたが、適切な曳航さえ行われていたら事故は起きなかった。天候が悪くて子供たちが体調を崩したことはあつ

ても天候による事故ではない。曳航による事故である。そこをきちんと捉えておくべきだし、事故調査報告書でもそこが肝になっている。天候が悪くなくても適切な曳航が行われなければ風が吹かなくても雨が降らなくても転覆する。カッターは自力で動くものであり、それが引っ張ることによって特別な力が働いた時にどのようなことが起きるのか想定した上での曳航が行われなかった。海の場合、あるいは水の場合はカーブした時に別の力が働くのでバランスを崩して横転することはよくある。ここをきちんと対応する。ほっとけば浮いている。適切な人に曳航してもらったり、救助してもらったりして、どんな時に自分たちでやるのか、どんな時に外部にお願いするのか、きちんと条件を付けておかないと訓練しただけでは同じような事故が起こる可能性がある。たまたま引っ張ってうまくいったという経験だけでは訓練にならない。

教 育 次 長： 報告書の10頁に「曳航実施の基準」が載せてある。「曳航が実施出来る場合の条件を限定し、不可であれば消防やマリナーに救助要請する」とある。天候急変の場合は、自分たちで行うと危ないので場合によっては岸に着けることも一つの方法である。それから、消防やマリナーなど専門家に救助要請することも考えておかないと二度と事故を起こさないようにするためには、条件をきちんとしなければならぬ。転覆については、船の中に水が溜まって船体が傾き、それを引っ張っていたのでより傾き転覆したという状況にある。

溝 口 委 員： 関係者から話を聞くと、注意報の扱いが見切り発車で曖昧であった。経験だけで判断するのではなく、注意報の時は活動中止という方針が明示されていて良かった。活動したいという気持ちはわかるが、落雷や濃霧に関しても注意報が出た時点で活動中止にしたらどうか。また、「乗船者の体力、年齢を考慮した判断基準」に関しては、中学1年と2年で区別しているが、海外では例えば、ジェットコースターなど年齢ではなく、身長や体重で区別している。年齢だけでなく、体格で区別しておかないと安全管理は不十分ではないか。この報告書が完璧だとは思わない。まだまだ練ることができる。

加 藤 委 員： 野外活動は自然と触れ合うので必ず危険が伴う。自然を実感させた上で、いかに危険を回避させるかというのも教育の大事な要素である。あまり、何でもかんでも止めてしまうのは野外活動にならない。伊藤前委員がよく言っていたが、自然と接する中で、危険を察知することも大事だし、それをどのような形で察知して、どのように回避するかは指導者が教えなければならない。先程、船に水が入って転覆したと話があったが、船に水が入って傾くと、中に乗っている人も傾いた方向に移動する。適切な指導者がいれば、子供たちを体重移動させて高い方へと移動させる。そうすれば、水平を保てる。その指導が行われないと、傾いた方に乗っている人間は、自分自身も重みがあるので、どんどんそちらに移ってしまっていて、余計転覆しやすい状況を作る。危

険に対して、どのように対処するか、きちんと指導者が、その都度その都度、指導しながらやっていくことが大事である。多少、危険があったとしても、野外活動は、これから子供たちが大人として生きていく、あるいは独自で山に登ったり、あるいは海で活動したりする時にどういう危険に対して、どう対処したらよいかを学ぶ良い機会である。完全に無風状態で晴天の時しか出すなという極端なやり方だと教育にならないのではないかと心配になる。

高橋委員：利用者ガイドの作成だが、学校の先生たちも世代交代している。若い先生とか野外活動に興味がある先生で、御自身が色々な経験をしている先生は良いが、そうでない先生もいるし、子供たち自身も家庭の中で野外活動の体験が無く、育ってきている。ぜひ、利用者ガイドを充実させて、学校も教員側も体験を積むようなことができればよい。

委員長：大変な作業であったと思う。マニュアルができてほっとしている。しかし、マニュアルはあくまでマニュアルである。指定管理者の資質が大事である。そこに勤めている従業員の資質が大事である。従業員の数や資質を考えて、指定管理者を選定しなければならない。そのあたりも、事故や不祥事を起こさない重要な観点である。

教育次長：三ヶ日青年の家で事故が起きた後、焼津青少年の家でも海洋活動を中止した。その後、焼津青少年の家ではマニュアルも完成し、安全点検も完了したことから海洋活動を再開した。その時は全ての注意報で活動中止とした。しかし、夏は頻繁に雷注意報が出るため多くの海洋活動が中止になった。実際には雷は落ちない日が多かったと聞いている。雷の状況について気象庁に相談したところ、「注意報は簡単に出す、詳細についてはネットで確認してください。」とアドバイスをいただいた。したがって、焼津においては、雷に関しては注意報だけでなく、ネットで確認をした上で実施できるようにした経緯がある。

溝口委員：このマニュアルは全ての他の施設にも準ずることになるのか。

教育次長：安全対策委員会は全ての施設の所長がメンバーになっている。まずは、三ヶ日の事故が起きた後に全ての施設のマニュアルの見直しを行い、安全を確認した。この三ヶ日のマニュアル作成についても全ての施設の所長が関わっているので、これを各施設のマニュアルに活かしていると理解していただきたい。

溝口委員：マニュアルは全ての施設で統一しているのか。

教育次長：施設によって活動内容等が違うので統一ではない。安全基準の考え方を統一している。

斉藤委員：指定管理者は民間だから効率化を考える。マニュアル作成の主体は指定管理者なのか、県教育委員会なのか。

教育次長：最終的な作成者は指定管理者を含めた各施設である。全体を監督するのが各施設の所長もメンバーになっている県の安全対策委員会である。実際には、安全対策委員会で意思統一を図りながら作成を支えてきた。

斉藤委員：人命に関わるものを民間に委ねている訳だから、きちんとマニュアル

が作成できているかどうか、重要なことが盛り込まれているかどうか、マニュアルに則って運営ができているかどうか、県が指導していかなければならないし、効率だけでなく、安全に十分配慮した管理者を選ばなければならない。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項 3 を了承した。

報告事項 3月の主要行事予定

委員 長： 報告事項 12 頁「報告事項 3月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 3月の主要行事予定を了承した。

【会議の非公開】

委員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>報告事項 4 重大な生徒指導事案報告

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成 23 年度第 22 回教育委員会定例会を閉会とする。

会議の概要を記録し、署名する。

署 名

署 名
